

# 「特別名勝 識名園 整備基本計画」の基本方針(案) に対する市民意見の募集(パブリックコメント)要領

## 概要

本市では、平成7年の開園以来30年が経過し、老朽化や経年劣化が目立つ識名園について、「特別名勝 識名園 整備基本計画」を策定し、国指定文化財「特別名勝」として本市の特色ある文化観光資源の一つとして整備を進めてまいります。

つきましては、「特別名勝 識名園 整備基本計画」の基本方針(案)を策定いたしましたので、基本方針(案)及び識名園の整備や活用等について、下記のとおり市民の皆さまからのご意見を募集いたします。

## 記

### 1 案件名 「特別名勝 識名園 整備基本計画」の基本方針(案)に対する市民意見の募集

### 2 募集期間 令和7年12月15日(月)～令和8年1月18日(日)

### 3 内容確認方法

(1)那覇市ホームページからダウンロード

(2)次の市公共施設での縦覧

ア 那覇市役所 文化財課 (那覇市役所本庁舎10階)

イ 那覇市役所 市政情報センター (那覇市役所本庁舎1階閲覧コーナー1階)

ウ 各支所窓口 (首里支所、真和志支所、小禄支所)

エ まちづくり協働推進課 (なは市民協働プラザ3階)

### 4 意見提出様式・提出先・提出方法

#### (1) 提出様式

「ご意見提出書」または任意のご意見書に、意見提出者の氏名、住所、電話番号を明記してください。

#### (2) 提出方法・提出先

ア 直接提出：那覇市文化財課 (那覇市泉崎1-1-1 那覇市役所本庁舎10階)

イ 郵送：〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1 那覇市役所本庁舎10階

那覇市文化財課あて

ウ FAX：那覇市文化財課 (098-917-3523)

エ 電子メール：c-bunkazai001@city.naha.lg.jp

(裏面に続く)

## 5 留意事項

意見提出に際し、以下の点について、あらかじめご了承ください。

- (1) 基本方針(案)については、今後の内部調整により、趣旨に影響しない範囲内での修正等を行う場合がございます。
- (2) 意見提出者の氏名、住所、電話番号のいずれかが未記入のご意見については、受付いたしかねますので必ずご明記下さい。なお、意見提出者の氏名、住所、電話番号につきましては、本意見募集以外の目的には使用せず、また、市の考え方公表時において公表されることはありません。
- (3) 提出されたご意見について、内容確認等のため、担当よりお電話させていただく場合がございます。平日日中（午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）に連絡可能な電話番号をご記入ください。
- (4) 電話や来所による口頭でのご意見、匿名でのご意見については、受付いたしかねます。
- (5) 提出いただいたご意見に対し、個別での回答はいたしません。募集締め切り後に市の考え方とともに本市ホームページ等にて公表します。
- (6) 市の考え方の公表に際し、お寄せいただいたご意見の趣旨から外れないよう、ご意見を要約する場合がございます。また、複数の同趣旨のご意見がある場合、ご意見のまとまりごとに整理させていただく場合がございます。
- (7) 直接提出される場合、那覇市役所本庁舎及びなは市民協働プラザの駐車場は有料となります。駐車場台数に限りがあることから、公共交通機関の利用にご協力ください。
- (8) 郵送による提出の場合、切手等の郵送に係る費用は提出者の負担となります。また、令和 8 年 1 月 25 日（日）必着とさせていただきます。
- (9) FAX 又は電子メールによる提出の場合、通信料等の提出に係る費用は提出者の負担となります。

以上